

令和2年 3月

篠栗町議会第1回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月2日(月)～12日(木) (11日間))

会期	月	日	曜	区分	開議時刻	摘 要
第1日	3	2	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	3	3	火	考 案 日		
第3日	3	4	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	3	5	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	3	6	金	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第6日	3	7	土	休 会		閉 庁
第7日	3	8	日	休 会		閉 庁
第8日	3	9	月	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	10	火	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	11	水	予 備 日		・議案等整理
第11日	3	12	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和2年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和2年3月2日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
2	篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
3	篠栗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定 について	総務建設 常任委員会
4	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
5	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
6	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
7	篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
8	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
9	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	文教厚生 常任委員会
10	篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	文教厚生 常任委員会
11	篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	文教厚生 常任委員会
12	篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
14	工事請負変更契約の締結について[篠栗北地区産業団地造成工事]	総務建設 常任委員会
15	工事請負変更契約の締結について[篠栗北地区産業団地残土処分 場整備工事]	総務建設 常任委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
16	令和元年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
17	令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
18	令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
19	令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
20	令和2年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
21	令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
22	令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
23	令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について	予算 特別委員会
24	令和2年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
25	令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会

令和2年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和2年3月4日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	11番	松田 國守	議員
2.	3番	品川 静	議員
3.	5番	田辺 弘之	議員
4.	7番	村瀬 敬太郎	議員
5.	1番	藤木 高裕	議員
6.	12番	荒牧 泰範	議員
7.	2番	横山 和輝	議員

令和2年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和2年3月12日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第2号 篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第3号 篠栗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第4号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第5号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第6号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第7号 篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第8号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第9号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第10号 篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第11号 篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第12号 篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第13号 篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13, 議案第14号 工事請負変更契約の締結について[篠栗北地区産業団地造成工事]
- 第14, 議案第15号 工事請負変更契約の締結について[篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事]
- 第15, 議案第16号 令和元年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について
- 第16, 議案第17号 令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第17, 議案第18号 令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について

- 第18, 議案第19号 令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第19, 議案第20号 令和2年度篠栗町一般会計予算について
- 第20, 議案第21号 令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第21, 議案第22号 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第22, 議案第23号 令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について
- 第23, 議案第24号 令和2年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第24, 議案第25号 令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第25, 選挙案第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第26, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和2年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月2日(開会)

令和2年 第1回 定例会 会議録

日時 令和2年3月2日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、令和2年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 藤木 高裕 議員、2番 横山 和輝 議員 を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの11日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会議は、本日から3月12日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第1号から議案第25号までの計25議案と、ほかに選挙案1件が提出されております。

それでは、議案第1号から議案第25号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様、おはようございます。

本日、令和2年第1回の定例会を招集いたしましたところ、公私共ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

それでは、令和2年度の施政方針についてしばらくお時間をいただき述べたいと思いますが、まず議会の皆様と共有しておきたいことは、現在、日本中で猛威をふるっております「新型コロナウイルスによる肺炎」の感染拡大についてでございま

す。

安倍総理大臣は、2月27日夕刻開催されました、新型コロナウイルスの対策本部会議を受けて、同日午後7時過ぎに「各地域で子どもたちへの感染拡大を防止する努力がなされているが、ここ1、2週間が極めて重要な時期だ」と述べたうえで、「何よりも、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる大規模な感染リスクにあらかじめ備えるため、3月2日から全国全ての小学校・中学校それに高校と特別支援学校について、春休みに入るまで臨時休校とするよう要請する」との発表がなされました。

福岡県では、これまで福岡市において60歳代の夫婦二人の感染が発表されたのみでございましたので、これ以上の感染拡大の危険性は少ないのではないかと私を含め、各市町村長も判断しておりましたが、昨日、北九州市で60歳代の男性の感染が確認されました。2月21日から発熱しているにもかかわらず、タクシー運転手として勤務し、持病のための病院にも行っていたということです。北九州市での新たな感染拡大が心配です。

2月27日の総理大臣の全国自治体への要請は、日本政府として今後の感染拡大への懸念を表明したものであり、文部科学省から各県教育委員会を通じての臨時休校要請に比べ、格段に重要度の高い発信であったと思っております。

自治体としては、単に学校関係での対応のみならず働き手世代に向けての学童保育の対応について、緊急に策を講じなければなりません。篠栗町においても、2月28日朝から、役場内での緊急対策本部会議、並行して町内校長会議を開催し、3月2日まで出校とし、3月3日から3月24日までを休校とすることを決め、校長会においては、その期間の生徒・児童への対応を具体的に取り決め、役場対策本部においては、学童保育の長期休暇期間と同様の対応をするための関係機関との打ち合わせを行い、3月3日からのスタートに万全を期しているところでございます。今後、新たな予算措置を行う必要が生じると思いますが、緊急の措置ということで議会にお諮りするいとまがないケースが出てくることも予想されます。何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

2月29日の安倍総理大臣記者会見では、今回の国の要請についての理解を求め「首相として国民の命と暮らしを守る大きな責任を果たすため、先頭に立ってなすべきことは決断する。政治は結果責任と言ってきた。逃れるつもりはない。終息への道のりは予断を許さない。厳しい戦いが続くことを確保しないといけない、今から2週間程度、国内の感染拡大を阻止するため、あらゆる手段を尽くすべきだと判

断した」と感染阻止に向けた決意を表明しました。すでに、プロ野球オープン戦の無観客での試合が実施され、大相撲春場所無観客開催も決定されました。各地のテーマパークや国立博物館をはじめとした公共の文化施設等も休館しております。篠栗町におきましても、感染拡大防止に向けてできる限りの対応してまいりますので、議会におかれましてもご理解とご協力、町民の皆様への発信をよろしくお願い申し上げます。

具体的には、小・中学校の卒業式については、式典の内容を簡素化し、来賓へのご案内も最小限にして行うこととしております。また、オアシス篠栗の施設の一部や町立図書館等も当分の間休館いたします。3月にクリエイト大ホールにて開催予定でしたイベントは中止し、4月以降の春らんまんハイキングなどのイベントにつきましても、開催方法を検討いたします。

決して町民の皆様への不安をあおる訳ではありませんが、日々事態は推移しており、今後さらなる緊急事態が発生しないとも限りません。そうした場合に、役場の対策本部は国や福岡県の対策本部としっかり連携しながら、冷静かつ迅速な対応をしてまいります。

さて、昨年、平成から次の時代が変わろうとするこのとき、私たち地方自治体も大きな自主変革の時代を迎えるときと実感していると申し上げます。

去る2月28日に開催予定でした恒例の「福岡県町村会定期大会」は新型コロナウイルス感染予防のため中止となりましたが、事前の福岡県町村会理事会においては、決議文を作成し、定期大会に諮ることにしておりました。

決議文では、これまでどおり日本の原点である町村のあり方について、

「町村は住民に最も身近な行政主体として、住民が生活を営む基礎的サービスから多種多様なサービスの提供と国土・自然環境の保全、食料の安定供給や水資源の涵養等の公益的機能に加え、我が国の伝統・文化の継承など人々の心のよりどころとしても重要な役割を担い続けている。我々町村長は、このような状況を踏まえ、相互の連携を一層強固なものとするとともに、自らの変革を厭うことなく不断の決意と揺るぎない信念を持って、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らが知恵を絞り、住民と一体となって地域特性や資源を活用した施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進するとともに、安全・安心で活力と潤いのある町村の実現を目指すことができるよう行政基盤の強化を図ることが必要である。」

として、「九州北部豪雨をはじめ、近年多発する記録的豪雨、地震等の自然災害

からの復旧・復興への十分な財政支援と加速化を図るとともに、激甚化・広域化する自然災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、防災・減災対策、町村消防の充実強化を図ること」をはじめ17の具体的項目をあげて決議しました。昨年まで継続して掲げてきた項目に、町村自治の独自性を維持するため「新たな圏域行政は推進しないこと」という項目を追加しております。

また、今年度福岡県町村会から、篠栗町が駅東側自由通路の新設や篠栗北地区産業団地事業の推進、住民による高齢者の通い場所づくり（おひさま活動）等の取り組みを評価され、優良町村表彰をいただきましたことを併せてご報告いたします。

篠栗町地方創生「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第一次計画期間が2019年度で終了し、2020年度からは次の総合戦略がスタートいたします。

供用開始1年を経過した「篠栗駅東側自由通路 ささぶりっじ」は、多くの町民の皆さんの喜びの声をいただいております。既に篠栗町のシンボルとして馴染み始めた感を持っております。「篠栗北地区産業団地整備」は、2020年4月末の造成完了を目指して急ピッチで事業を進めております。再来年の春を産業団地のグランドオープンと定め、既に進出が決まった企業と打ち合わせを進めております。税収増加や雇用機会の増大と働き手世代人口の流入等による自主財源比率の向上を図るため、必ずや2060年の篠栗町人口ビジョン目標であります2万9,000人に向かって大きな力となると考えております。なお、造成完了後できるだけ早い機会に団地内道路の新たな町道認定を議会に上程し、篠栗北交差点の渋滞緩和のための供用を開始したいと考えております。

平成30年度からスタートした第6次総合計画「ささぐりみんなの羅針盤」と併せて、いよいよ2020年4月からの5か年計画で「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をスタートさせます。詳細な内容の説明は別の機会にいたしますが、引き続き国の人口ビジョンに沿った取り組み、即ち「2060年の篠栗町人口ビジョンに目標2万9,000人」に向けた人口の底上げを図りたいと考えております。

今年度も引き続き、篠栗町新時代に向けた様々な取り組みを全力で推進することとしておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

では、令和2年度事業について、課ごとで取り組もうとしているポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表します。タブレット端末による議会のペーパーレス化は、最近多くの自

治体で追従する動きが進んでおります。

また、昨年の議員改選以降、新たなご意見も取り入れられて、議会活動の報告体制がまた一步前進したなと一読者として感じます。特に、町民の皆様との対話をメインとした特集は、私も大変勉強になります。今後更に、町民の皆様が楽しみに読んでいただける議会広報を目指してご尽力いただくことを望んでおります。

総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、収納課、住民課が関わっております。

総務課では、令和2年度から国の働き方改革の指針の下、会計年度任用職員制度の導入などにおいて人事制度大きく改定する必要が生じました。幸い篠栗町においては、多くの部署で包括業務委託契約に基づく職員の派遣を受けておりましたので、手続上の混乱を招くことはなく、スムーズに移行することができております。しかしながら、新制度による人件費の増加は否めない状況であり、今後はより効率的な人員配置を考えた人件費の増加をできるだけ抑えていきたいと考えております。

昨年導入手続を進めていましたトイレトレーラーの導入時期がいよいよ近づいてまいりました。クラウドファンディングでは、目標額800万円をほぼ達成することができましたことをご報告し、町内外の皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。今年度は、篠栗町のみならず地域の災害発生時の避難所支援や防災活動、イベントでの利用など積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、財政課についてでございます。

財政課では、中・長期の財政計画の素案策定を進めております。総合計画や都市計画マスタープラン、第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に謳い込んだ様々な取り組みの実現過程で財政状況がどのように動いていくのか、しかるべきときに議会にもご報告したいと考えております。

まちづくり課においては、「篠栗駅東側自由通路建設」が旧跨線橋の撤去も終わり事業の完成を見ました。これから町民の財産として、長期間大事に利用したいものであります。

「篠栗北地区産業団地整備事業」はいよいよ造成工事の完了を迎えます。工事の遅延から全ての区画において売買契約が完了してはおりませんが、進出意思のある企業に積極的にトップセールスをかけ成約につなげたいと考えております。

ふるさと寄附金は、平成31年度当初予算では500万円としておりましたが、福岡県全市町村で対応可能な福岡県特産品指定返礼品のうち、辛子明太子、もつ鍋、豚骨ラーメンを加えたことから、寄附額が増加し、第3回定例会において2,30

0万円の増額補正をして2,800万円としました。本定例会における一般会計補正予算(第4号)案において、1,500万円の増額補正をし、寄附金予算額を4,300万円としております。令和2年度当初予算では5,000万円として、ふるさと納税の更なる増額を目指します。また、昨年1年かけて審議会において策定し、ただいまパブリックコメントを実施中の第2期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をスタートさせます。

会計課におきましては、出納事務のOA化を推進し、事務処理の短縮と確実性の向上を図り、事務ミスを起こさない体制づくりを更に強化いたします。

税務課・収納課におきましては、これまでどおり税の適正かつ公正な課税を目指すとともに、電子マネーによる納税等をスタートさせることで、引き続き徴収率向上への取り組みを推進してまいります。

住民課でございます。昨年11月2日からスタートした住居表示の実施につきましては、初年度ということで心配もいたしましたが、大きなトラブルもなく順調に滑り出しました。令和2年度は、中町区を中心に実施してまいります。

民生費・衛生費では、福祉課、健康課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、増加する高齢者のための介護予防事業につきまして、より効果の期待できる事業を取り入れ継続的に見直しを図ってまいります。天空会館の空調につきましては、令和元年度の予算措置をしておりましたが実施を見送っております。もうしばらく空調の稼働状況を見ながら運営してまいります。

次に、健康課について申し上げます。母子健康事業・成人保健事業とも本年度も継続して事業を行うとともに健診等を更に充実いたします。本年度から胃カメラ検診を実施します。これは50歳以上の偶数年齢の住民を対象に、粕屋医師会と連携して実施するもので、胃がんの早期発見に役立つものと期待しております。また、今年度はオアシス篠栗の空調設備を全面的に更新すべく予算計上しております。

都市整備課環境係が所管しておりますクリーンパークについては、昨年度から次期処理施設移行的ための具体的な計画作成と関係自治体・地域への説明、協議をスタートいたしました。須恵町・粕屋町と連携を取りながら遅滞なく計画を進めてまいります。

次に、農林水産業費・商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

設立7年目を迎える一般社団法人篠栗町観光協会は、篠栗町の観光キーステーションとしての役割を担ってもらえる組織であります。観光協会では令和2年1月に事

務局運営の民間への移行のプロポーザルを実施し、本年4月からの委託が決定いたしました。

平成22年9月にグランドオープンいたしました森林セラピー基地篠栗は、今年度で10周年となります。今年は秋に実施しておりますセラピーウォーキングデーをウォーキング月間として、観光協会・森の風篠栗、いわゆる森林セラピー基地の案内人の会でございますが、共同で複数のイベントを実施したいと考えております。

消費者行政については、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費者生活相談業務の機能強化を推進してまいりました。平成27年4月に本町を含む5町共同で開設いたしました「かすや中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。令和2年度は、災害対策のための水道改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。本年度も区から要望を聞きながら、優先順位を決めて実施してまいります。

教育費は、学校教育課、社会教育課、こども育成課が所管しております。

学校教育課においては、全国のGIGAスクール構想、これはSociety5.0時代を生き抜く子どもたちに求められる全国一律のICT環境整備でございますが、これにつきましては、国の方針に従い遅れることのないよう対応してまいります。

社会教育課では、本年度は、クリエイティブ篠栗の設備更新工事はございませんが、カブトの森に幼児向けの遊具を設置することとしております。

こども育成課では、夏休み期間などに開設する拡大放課後児童クラブの定員を拡大し待機児童の低減を図るほか、小学生児童の放課後の過ごし方について質の向上にも着目し、子育て支援施策を推進します。また、今後の町立幼稚園のあり方と保育所待機児童の解消に向けた検討をいたします。

令和3年度以降、一部の園での保育施設としての併用を開始しながら、令和5年度から新しい町立幼稚園の体制で臨めるよう関係機関との協議を始めます。

上下水道課が所管しております水道事業において、令和2年度から施設・管路更新の5か年計画を進めます。また、老朽化しております第1浄水場の建て替えについて、具体的な計画を策定することといたしております。

以上、令和2年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。今年度の諸施策取り組みに当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。

私自身もこれまでどおり、自ら率先して関係方面との折衝・対応に当たり、11月の任期満了まで町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても、引き続き篠栗町の発展のためご尽力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第1号から議案第25号までの25号議案について説明をいたします。

議案第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員であります西宏円氏が、本年6月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第2号は、「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、「篠栗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、条文中の法律名及び法律略称名の変更並びに新規の条の追加に伴う条ずれの改正を行うものであります。

議案第4号は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額についての規定を新たに整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の規定を新たに整備するものであります。

議案第5号は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町立小中学校の学校薬剤師報酬の見直しに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、30年来未改定でありました学校薬剤師の報酬額について、日本薬剤師会推奨額等を勘案し、現行の年間8万1,000円から14万7,500円に改めるものであります。

議案第6号は、「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、入湯税の整備に関して所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、鉱泉浴場施設、入湯客1人1日当たり50円の入湯税を課し、経営者に対して特別徴収による徴収を義務付けるものであります。

議案第7号は、「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、民法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、遅延損害金の利率を、現民法の年5パーセントの法定利率から改正法にて規定された新たな法定利率に変更するものであります。

議案第8号は、「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和2年4月1日に施行されること及び町の国民健康保険財政の健全な運営を図るための税率等の変更を行うことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるもの及び国民健康保険税の減額の対象となる世帯の所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げるもののほか、町の国民健康保険財政の健全な運営を図るため、令和2年度から国民健康保険税の所得割率の増加、均等割額及び平等割額を増加する

増額する改定を行うものであります。

議案第 9 号は、「篠栗町体育施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、施設の老朽化に伴い、篠栗中学校グラウンド照明施設を廃止する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、篠栗中学校のグラウンド照明施設の安定器等の器具が経年劣化により使用ができなくなったこと、及び近年の町民の利用状況を鑑み当該照明施設を廃止するものであります。

議案第 10 号は、「篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が制定されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大などの措置が追加されたため、必要となる改正を行うものであります。

議案第 11 号は、「篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、指定管理者が指定する業者とそれ以外の者で異なる利用料を統一するため、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、指定管理者が指定するか否かによって異なる扱いであった利用料を是正するものであります。

議案第 12 号は、「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗駅東側自由通路整備事業において、廃止となる駐輪場を削除するとともに、各駐輪場の名称を追記し位置を明確にするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 13 号は、「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、水道法の一部を改正する法律の施行により、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制が導入されたことに伴い、同指定に係る審査手数料及び事業者証交付手数料の改定を行い、また閉栓事務に対する手数料である一時中止手数料を実態に合わせて削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地造成工事について、2,628万7,730円を増額し、総額25億3,728万6,650円で若築建設株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、残土搬出に関する変更、地盤改良に関する変更、国道交差点の舗装面積等の変更によるものであります。

議案第15号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、「篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事」について、154万4,400円を増額し、総額1億4,194万4,400円で株式会社城戸組と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、残土搬入量の減少に伴う盛土量の変更、既設道路側溝の新設に関する変更等であります。

議案第16号から議案第19号までの4議案は、令和元年度補正予算であります。

議案第16号は、「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町一般会計補正予算に歳入歳出それぞれ8,240万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ106億3,831万8,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、地方消費税交付金を4,000万円減額し、自動車取得税交付金を528万9,000円、地方交付税を4,829万8,000円増額、分担金及び負担金を225万9,000円減額し、国庫支出金を4,191万7,000円増額、県支出金を1,434万7,000円減額し、寄附金を1,500万円、繰入金を5,000万円増額、町債を2,180万円減額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、財産管理費といたしまして、屋外喫煙所設置工事を105万9,000円減額し、企画費といたしまして、篠栗駅東側自由通路整備事業の工事委託料を4,980万1,000円、津波黒地区法面補強工事を2,587万2,000円減額し、ふるさと納税返礼品の記念品代を264万9,000円追加、情報システム管理費といたしまして、システム変更委託料を870万円減額、パソコンリース料を388万8,000円、システムリース料を340万5,000円それぞれ減額し、マイナンバー関連委託事務交付金を121

万4,000円追加するものであります。

民生費におきましては、社会福祉総務費といたしまして、天空会館空調設備リフレッシュ工事を1,188万円、社会福祉協議会補助金を223万2,000円、老人福祉費といたしまして、老人ホーム入所措置委託料を900万円、介護保険対策といたしまして、県介護保険広域連合負担金を2,900万円、児童福祉総務費といたしまして、施設等利用給付費を625万8,000円それぞれ減額し、児童運営費といたしまして、児童運営費委託料を458万円追加、児童福祉振興費といたしまして、児童手当を1,300万円減額するものでございます。

衛生費におきましては、母子健康推進費といたしまして、妊婦一般健康診査委託料を622万1,000円、塵芥処理費といたしまして、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金を4,929万4,000円それぞれ減額するものであります。

農林水産業費におきましては、農業委員会費といたしまして、農業委員会年報酬を258万6,000円、農村環境整備事業費といたしまして、ため池耐震調査委託料を1,800万円追加し、農業用施設改修工事を1,146万8,000円減額し、林業総務費といたしまして、小葉山線林道整備工事負担金を190万円追加するものであります。

消防費におきましては、防災費といたしまして、消防行政情報無線経費を3,140万1,000円減額するものであります。

教育費におきましては、事務局費といたしまして、施設等利用給付費を213万円減額し、各小中学校校内通信ネットワーク整備工事費を9,736万6,000円追加、勢門小学校及び篠栗中学校の臨時賃金を192万8,000円、各小中学校就学援助費を787万2,000円、総合センター管理費といたしまして、クリエイト篠栗空調工事を1,443万7,000円それぞれ減額するものであります。

また、諸支出金におきまして、国民健康保険特別会計繰出金を308万3,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金を185万8,000円減額し、基金費といたしまして、財政調整基金積立金を2億5,000万円、森林環境譲与税基金積立金を331万円追加するものであります。

その他の歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、補助費などの確定に伴う財源更正であります。

次に、繰越明許費につきましては、ため池耐震調査委託料1,800万円追加するほか、各小中学校校内通信ネットワーク整備工事につきましては、総額9,73

6万6,000円を追加するものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、公衆用道路瑕疵に関する損害賠償請求事件業務費委託におきまして、事件終了の年度までの訴訟代理委託に伴う実費及び報酬の額の債務負担行為を追加し、行政事務包括委託におきまして、限度額63万円から64万円補正するものでございます。

最後に、地方債につきましては、新たに学校教育施設等整備事業債を4,860万円追加し、借入限度額を変更するものとしたしまして、自然災害防止事業債を2,620万円、一般会計出資債を40万円、緊急防災・減災事業債を4,550万円減額し、公共事業等債を170万円増加するものであります。

議案第17号は、「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から、歳入歳出それぞれ281万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,945万9,000円とするものであります。

議案第18号は、「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ2,087万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,170万2,000円とするものであります。

議案第19号は、「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算から、歳入歳出それぞれ2億5,778万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億211万3,000円とするものであります。

議案第20号から議案第25号までの6議案は、令和2年度の各会計の当初予算であります。

議案第20号は、「令和2年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は、100億3,924万8,000円で、前年度当初予算に対し1億1,597万6,000円、1.1%の減額となっております。

前年度予算との主な相違点のうち増額の要因といたしましては、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、オアシス篠栗空調機器更新工事などであります。

減額の要因といたしましては、津波黒地区法面補強工事の終了などであります。

なお、令和2年度の予算編成につきましては、前年度同様、第6次総合計画篠栗町「ささぐり みんなの羅針盤」を踏まえ、限られた歳入財源を有効利用できる事業を選定し、歳出削減に努めております。それでは、歳入歳出のうち主なものをご説明いたします。

歳入の主なものとしたしましては、町税は、収納対策の強化及び近年の経済状況に基づき、対前年度比6,185万9,000円増の31億8,626万8,000円を計上するものであります。

次に、地方交付税は、普通交付税におきまして、対前年度比6,179万9,000円増の17億6,421万2,000円を計上するものでございます。

次に、幼児教育及び保育等の無償化に伴う保育所等の保護者負担金や幼稚園使用料の減額などにより分担金及び負担金は、対前年度比2,738万2,000円減の1億2,303万5,000円。

使用料及び手数料は、対前年度比385万1,000円減の1億2,299万9,000円を計上するものであります。

次に、国庫支出金は、障がい者福祉及び児童福祉サービスに係る国庫負担金などにより、対前年度比1億4,509万2,000円増の13億1,633万7,000円を計上するものであります。

次に、県支出金も同様に、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る県費負担金などにより、対前年度比4,274万2,000円増の8億9,367万3,000円を計上するものであります。

次に、寄附金は、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、対前年度比4,500万円増の5,000万円を計上するものであります。

次に、繰入金は、基金の繰入を行うもので、前年度同額の9億円を計上しているものであります。

次に、諸収入は、対前年度比264万3,000円増の1億7,576万2,000円を計上するものでございます。

最後に、町債は、自然災害防止事業債の減額などにより、対前年度比5億6,442万2,000円減の6億1,816万8,000円を計上するものであります。

次に、歳出の主なものとしたしましては、まず総務費におきまして、行政事務包括委託2億1,660万2,000円、ふるさと納税返礼品2,000万円、住居表示実施に係るシステム対応業務委託451万円、国勢調査調査員報酬1,045万円など、前年度比7億1,701万5,000円減の14億141万5,000円を

計上するものであります。

次に、民生費におきましては、県介護保険広域連合費3億1,091万5,000円、自立支援サービス給付6億5,760万円、後期高齢者医療療養給付費負担金3億2,838万7,000円、児童運営費委託料9億71万2,000円、子ども医療費1億598万円など、前年度比2億393万5,000円増の37億867万7,000円を計上するものでございます。

次に、衛生費におきましては、予防事業委託料1億299万6,000円、総合保健福祉センター指定管理料1億2,000万円、総合保健福祉センター空調機器更新工事3億945万円、塵芥収集運搬費2億88万3,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金2億9,243万8,000円など、前年度比3億8,049万1,000円増の13億6,891万6,000円を計上いたしております。

次に、農林水産業費におきましては、農業用施設整備事業費4,630万円、荒廃森林整備事業2,602万6,000円など、前年度比5,382万7,000円減の1億6,770万6,000円を計上するものであります。

次に、土木費におきましては、道路橋梁維持補修工事費等1億1,394万6,000円など、前年度比259万円増の2億8,710万2,000円を計上するものであります。

次に、消防費におきましては、粕屋南部消防本部組合分担金3億4,720万9,000円など、前年度比2,895万4,000円減の4億2,370万1,000円を計上するものであります。

次に、教育費におきましては、篠栗小学校3階バルコニー軒天クラック補修工事等367万2,000円、勢門小学校給食室手洗場給湯器他設置工事等367万2,000円、北勢門小学校2階パソコンルーム教室分割改修工事等1,053万8,000円、篠栗中学校ランチルーム空調機更新工事等3,226万3,000円、篠栗北中学校給食洗浄室床修繕工事等207万2,000円、カブトの森公園幼児用複合遊具設置工事等903万7,000円など、前年度比6,075万7,000円増の9億8,599万7,000円を計上するものでございます。

次に、公債費といたしましては、起債元金及び利子償還費用といたしまして、前年度比1,491万9,000円増の8億936万円を計上するものであります。

最後に、諸支出金におきましては、特別会計等への繰出金6億4,360万8,000円など、前年度比3,067万円増の6億7,348万5,000円を計上するものでございます。

また、地方債におきましては、臨時財政対策債のほか三つの事業債を総額6億1,816万8,000円計上するものであります。

議案第21号は、「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

予算総額は、27億7,298万4,000円で、前年度当初予算額に対し約6%の減となっております。

歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税5億3,518万5,000円、県支出金19億5,787万2,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費19億2,558万1,000円、国民健康保険事業費納付金7億6,452万1,000円を計上いたしております。

議案第22号は、「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

予算総額は、4億2,975万6,000円で、前年度当初予算額に対し約2.9%の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億1,248万9,000円、一般会計繰入金1億1,725万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金4億55万円を計上いたしております。

議案第23号は、「令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」であります。

予算総額は23億6,919万2,000円であります。主な予算概要は、篠栗北地区産業団地造成工事、篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事を計上いたしております。

歳入の主なものといたしましては、不動産収入23億6,919万2,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、施設整備工事22億8,087万2,000円を計上いたしております。

議案第24号は、「令和2年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入2.4%増、支出1.0%増となり、資本的収入173.4%増、支出75.3%増であります。

収益的収入及び支出においては、収益的収入5億3,770万5,000円、同支出5億2,991万1,000円で、779万4,000円の黒字予算となっております。

ます。

収入の主なものといたしましては、水道使用料5億332万9,000円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、福岡地区水道企業団受水費1億9,725万7,000円、支払利息1,820万5,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入2億1,900万円、同支出3億4,246万3,000円で、1億2,346万3,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等約6億700万円から補填する予定でございます。

収入の主なものといたしましては、企業債2億1,900万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費2億3,359万8,000円、企業債償還金1億886万5,000円を計上いたしております。

議案第25号は、「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入0.8%減、支出1.0%増となり、資本的収入20.8%増、支出17.4%増であります。

収益的収入及び支出においては、収益的収入8億8,974万4,000円、同支出8億8,282万3,000円で、692万1,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、下水道使用料4億7,750万3,000円、他会計負担金1億3,450万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金2億7,507万5,000円、支払利息1億127万8,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入4億8,622万1,000円、同支出6億7,145万9,000円で、1億8,523万8,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等約3億6,100万円から補填する予定としております。

収入の主なものといたしましては、企業債3億6,310万円、他会計負担金1億2,000万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費1億4,550万円、流域下水道建設負担金4,290万2,000円、企業債償還金4億8,303万5,000円を

計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第1号から議案第25号までの25議案と選挙案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第1号は人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第2号から議案第15号までの14議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第16号から議案第25号までの予算関連10議案につきましては、「議長除く10人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、4番 古屋 宏治 議員。副委員長は、6番 栗須 信治 議員です。

予算審査は、補正予算の審査に引き続き、当初予算の審査に入ります。

次に、規則 3 件については、所管の常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

最後に選挙案第 1 号については、本日、本会議終了後の議会全員協議会で協議を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、議会全員協議会で協議を行います。

日程第 5、議案第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

○福祉課長(平山 智久) 議案第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

本議案は、人権擁護委員 西 宏円 氏が、令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会に意見を求めるものでございます。

議案第 1 号を朗読いたします。

議案第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

【記】住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗 3 9 7 0 番地 2

氏名 西 宏円

生年月日 昭和 3 6 年 5 月 2 2 日

令和 2 年 3 月 2 日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

人権擁護委員 西 宏円 氏が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、再任の候補者として法務大臣に推薦するため。

履歴・経歴等につきましては、裏面に記載しております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時05分